

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1946号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次の表のようにより改定する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前										
(教員特殊業務手当) <b>第28条</b> (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が <u>引き続き3時間以上</u> であることとする。 4・5 (略)	(教員特殊業務手当) <b>第28条</b> (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が <u>6時間以上</u> （同条第1項第4号に掲げる業務については <u>引き続き3時間以上</u> ）であることとする。 4・5 (略)										
<b>第29条</b> 削除	<b>第29条</b> 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（以下この条において「教諭等」という。）とする。 (1) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない教諭等</u> (2) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない教諭等</u>										
(併給禁止) <b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td></td></tr></table>	(略)	社会福祉業務手当	中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員		(併給禁止) <b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td></td></tr><tr><td>小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員</td><td>多学年学級担当手当</td></tr></table>	(略)	社会福祉業務手当	中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員		小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員	多学年学級担当手当
(略)	社会福祉業務手当										
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員											
(略)	社会福祉業務手当										
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員											
小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員	多学年学級担当手当										
2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、委員会が別に定める場合を除き、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u>	2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、委員会が別に定める場合を除き、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>多学年学級担当手当</u> (4) (略) (5) (略)										

<p><u>(5)</u> (略)  <u>(6)</u> (略)</p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p><b>第40条</b> 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業 (次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。) に従事した時間 (条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手當に係る作業に従事した時間を加えた時間) が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)  <u>(10)</u> (略)  <u>(11)</u> (略)  <u>(12)</u> (略)  <u>(13)</u> (略)  <u>(14)</u> (略)  <u>(15)</u> (略)  <u>(16)</u> (略)  <u>(17)</u> (略)  <u>(18)</u> (略)  <u>(19)</u> (略)  <u>(20)</u> (略)  <u>(21)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)  <u>(7)</u> (略)</p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p><b>第40条</b> 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業 (次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。) に従事した時間 (条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手當に係る作業に従事した時間を加えた時間) が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><b>(9) 多学年学級担当手当</b></p> <p><u>(10)</u> (略)  <u>(11)</u> (略)  <u>(12)</u> (略)  <u>(13)</u> (略)  <u>(14)</u> (略)  <u>(15)</u> (略)  <u>(16)</u> (略)  <u>(17)</u> (略)  <u>(18)</u> (略)  <u>(19)</u> (略)  <u>(20)</u> (略)  <u>(21)</u> (略)  <u>(22)</u> (略)</p>
---	--

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。